第 24 回 ISMAP 運営委員会 議事要旨

1. 日時:令和6年2月16日(金)10:00~12:00

2. 場所: オンライン形式

3. 議題及び議事内容

(1) ISMAP 制度改善の検討状況について

・ ISMAP 制度改善の3つの柱(「①外部監査の負担軽減」、「②審査の迅速化・明確化」、「③ISMAP 利用層拡大・コミュニケーションの深化・制度運用の透明性」)に関する以下の項目について、現在の検討状況を報告し、今後の改善の方向性について討議等を行った。

[主な討議等項目]

- ① 外部監査の負担軽減
 - ▶ 他の認証制度を活用した ISMAP 外部監査の一部省略に関する検討について、外部有識者からの意見も踏まえ、現時点における課題と今後の方向性を一定整理し、討議した。
- ② 審査の迅速化・明確化
 - ➤ ISMAP 管理基準の改定に向けた検討について、まずは「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準 (令和5年度版)」の管理基準への取り込みを優先して着手し、中期的には、国際基準の改定を踏まえた見直しを検討する方向性を報告した。
- ③ ISMAP 利用層拡大・コミュニケーションの深化・制度運用の透明性
 - ▶ 情報セキュリティインシデント対応について、モニタリング及び再監査 を実施する際の「基本的な判断の考え方」及び「各通知書における回答様 式」を明確化し、インシデント対処の効率化を図る観点から討議した。
- ※ 合わせて、審査件数の増加や制度改善の取組み等を踏まえた ISMAP 運用支援機関 (IPA) のリソース状況について、幅広く課題感を議論した。

(2) 生成 AI サービスの ISMAP 登録について

・ いわゆる「生成 AI サービス」が ISMAP に登録される見込みであることを踏ま え、ISMAP はクラウドサービスの安全性を評価する制度であり、生成 AI サービス 特有のリスクは ISMAP の枠組みの外で考慮すべきリスクとして、政府機関等にお いて生成 AI サービスを利用する際には、別途、生成 AI サービスのリスク等について必要な対応が求められることなど、論点を整理し報告した。

(参考) 生成 AI サービスに関する留意点について

https://www.ismap.go.jp/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011070

(3) 規程等の改正について

- ・ 追加監査に関する規程について、登録審査の迅速化の観点から、「形式的に登録 要件が満たされていない申請」は、制度所管省庁の監督の下、ISMAP 運用支援機 関(IPA)が追加監査を要請できるよう、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)基本規程」、「ISMAP クラウドサービス登録規則」及び「ISMAP-LIU クラウドサービス登録規則」について、所要の規程改正を決定した。
- ・ 合わせて、改正規程等の遵守、登録申請を受理しない場合の根拠規定及び言明書 における生成 AI サービスの明示について、各種規程等の所要の改正を決定した。

(4)情報セキュリティインシデントについて

- ・ ISMAP クラウドサービスリストに登録済みのサービスにおいて発生した情報セキュリティインシデントについて、ISMAP クラウドサービス登録規則に基づく直近の対応状況を報告した。
- ・ 情報セキュリティインシデントに伴う再監査実施中の1社1サービスについて、 ISMAP クラウドサービス登録規則第9章、第11章及び第12章の規定に基づき再 監査を実施した結果、同規則第3章に規定する要求事項が適切に実施されている ことを確認できたことから、再監査のプロセスを終了する旨、報告した。

(5)ISMAP クラウドサービスリストへの登録について

- ・ ISMAP クラウドサービスリストへの登録申請があった4社4サービス (新規登録2件、更新登録2件) について、同リストへの登録を決定した。
 - ※ なお、更新申請があった3社3サービスについては、ISMAP 運営規則2.4.2に基づき、登録の決定をISMAP 運営委員会委員長へ一任の上、更新登録済み。

(6)登録済みサービスの変更に関する届出について

・ ISMAP クラウドサービスリストに登録済みのサービスにおいて、サービスの変 更に関する届出が3件あったことから、変更内容を報告するとともに、ISMAP ポータルサイトにおいて情報開示することとした。

(7) ISMAP 監査機関リストの更新登録について

・ ISMAP 監査機関リストへの更新登録申請があった1法人について、同リストへの更新登録を決定した。

(以 上)